

# 住居表示制度について

## 住居表示制度

合理的なわかりやすい住居表示の実施によって、公共の福祉の増進を図ることを目的として昭和37年5月に、「住居表示に関する法律」がつくられました。

## 住居表示の必要性

私たちは住所を表す場合、町名と地番を使い〇〇町△△番地と呼んでいました。ところが、地番が順序良く整然としていないため、町名と地番を頼りに訪ねる場合や郵便物・電報・商品の配送にいたるまで、目的地がわかりにくく、なかなか見つからないで困ることが多いのが現状です。そのため、配達が遅れたり間違っ送られたり、最悪の場合届かないこともあり、私たちの日常生活はもとより、商業上、行政上の不便・不経済は図り知れません。

このような不便・不経済を解消し、都市における私たちの生活が合理的に営めるよう住居表示制度が国の施策として確立されました。

## 住居表示の方法

新しい住居表示制度は、住所を“わかりやすく”表す方法として、住居番号で住所を表すことにしました。

住居番号は、町の区域を“街区”にわけ街区を単位に設定します。

例) 一般の住宅の場合

泉崎1丁目      2番      3号  
(町名)      (街区符号)      (住居番号)

## 住所・地番の比較表

		表示方法	管轄する部署
住所 (建物)	住居表示 実施地区	那覇市〇〇 △丁目〇番〇号 ※地番との関連はありません。	那覇市 地籍調査課
	住居表示 未実施地区	那覇市〇〇 △丁目〇番地〇 ※地番とだいたい一致します。	個人：那覇市 ハイサイ市民課 法人：那覇地方法務局
地番 (土地)		那覇市〇〇 △丁目〇番〇	那覇地方法務局 (那覇市 資産税課)

正式な番号の設定・登録等については所管する部署にてお問い合わせください。